

令和6年8月23日

大阪航空局

新日本航空株式会社に対する 事業改善命令及び安全統括管理者の職務に関する警告について

本年6月9日に新日本航空株式会社（以下「同社」という。）が運航する航空機が鹿児島空港に向けて進入中、進入経路から逸れ、同空港の南東の山中の樹木に接触し引っかけた状態となる航空事故が発生したことを受けて、大阪航空局が同社に対し航空法（以下「法」という。）に基づく立入検査等を行った結果、同社の航空機に対し、不適切な整備が行われていたことが判明しました。これらの行為は、法の規定及び法に基づき認可された整備規程に違反するものです。また、上記事故に係る飛行に関し、気象情報から天候が悪化して有視界飛行状態を維持できない可能性があることを認識しながら出発したことも確認されました。

これを受け、大阪航空局は本日付で同社に対し事業改善命令及び安全統括管理者の職務に関する警告を行いましたのでお知らせします。

（不適切な整備の概要）

- 同社の整備規程には、機体及び装備品等の製造者等の作成した整備に関する技術資料に準拠する旨規定されているが、少なくとも7件の不適切な整備を行っていたことが確認された。これらの不適切な整備については、整備課長が違反行為を認識しながら自ら実施したものや安全管理推進部長が違反行為を認識しながら黙認するなど、組織的な違反行為も認められた。

（有視界飛行方式を維持できない可能性がある中での出発の概要）

- 上記事故については運輸安全委員会による調査が行われているところだが、出発前に鹿児島空港の気象情報を確認した結果、断続的に天候が悪化して有視界気象状態を維持できない可能性がある予報が出ていることを認識しながら、航空機を出発させた。

（事業改善命令の内容）

- 安全管理体制の再構築
- 同社の航空機の健全性確保
- 整備規程等の確実な理解及び適切な整備業務の実施
- 有視界飛行方式による運航の安全確保

大阪航空局としては、同社において再発防止策が確実に図られ、安全運航体制が維持されるよう、引き続き厳格に指導監督を行ってまいります。

別添1：新日本航空株式会社に対する事業改善命令の文書

別添2：安全統括管理者の職務に関する警告の文書

《 問い合わせ先 》

大阪航空局 航空事業安全監督室

電話：06-6937-2771（直通）

統括事業安全監督官 中山

前任整備審査官 近藤